

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



(1) 計画策定の背景

ア 国の動向

- 国においては、この10年間で、障害者施策のあり方が大きく変化しています。まず、障害者の権利関係では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて、国内関係法の整備が順次進められており、これまでに、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の二回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称。）等が行われています。加えて、障害を理由とする差別禁止に係る法制の検討等が行われているところです。
- 特に、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義について、『個人の機能障害に原因があるもの』とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とする「社会モデル」に大きく転換しました。その他、『合理的配慮』（障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、過重な負担がかからない配慮のこと）の考え方が導入されるなど、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指すものとなっています。
- また、障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担を応能負担から定率負担にすること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成24年6月に、名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われています。

イ 本市のこれまでの取組

- 本市では、昭和56年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」（昭和58年～平成4年）を策定し、以後、「国際障害者年第2次京都市行動計画」（平成4年度～平成13年度）、「京都市障害者いきいきプラン〔第2次行動計画の後期計画〕」（平成10年度～平成14年度）、「京都市障害者施策推進プラン」（平成15年度～平成24年度）、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン〔障害者施策推進プランの後期計画〕」（平成20年度～平成24年度）に基づき、総合的な障害者施策を推進してきました。
- 「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」（前計画）の期間中においては、「障害者自立支援法」の施行（平成18年度）に伴って導入した本市独自の障害福祉サービス等の自己負担軽減策（「京都方式」・「新京都方式」）を継続し、障害のある人のサービス利用を支援してきました。
- 平成22年4月からは、国が市民税非課税の利用者に係る障害福祉サービス等の自己負担を無料にしましたが、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）についてはその対象となっておらず、本市では、現在も自立支援医療の自己負担の軽減措置（「新京都方式」）を講じています。
- また、地域活動支援センター（共同作業所型）については、サービスの質の向上と事業所運営の安定化等を図るために、障害福祉サービス事業所への移行に積極的に取り組み、平成23年度末で市内にある全ての地域活動支援センター（共同作業所型）が移行を完了しています。
- このような負担軽減策や民間の障害福祉サービス事業所等の大幅な拡大などにより、障害福祉サービス等を利用する障害のある人やサービス利用量は急速に増えており、障害者自立支援給付費（9ページのグラフ参照）の決算額は、平成19年度決算で約201億円、平成23年度決算では約301億円と、平成19年度比で約1.5倍になっています。
- 一方、障害のある人の就労支援についても大きく前進しました。平成21年8月に、国や京都府、経済団体や教育機関等の参画を得て、オール京都体制の「京都市障害者就労支援推進会議」を設置し、本市単独で、また関係機関・団体と連携して就労支援の拡充に取り組んできました。
- これらの取組によって、福祉施設から一般就労への年間移行者数は、平成18年度の27人から平成22年度68人、平成23年度62人にまで拡大するとともに、京都府の障害のある人の雇用率が全国平均を大幅に上回る要因の一つにもなっています。
- このように、障害のある人が地域で当たり前で暮らせる社会、適切な支援を受けながら働くことが当たり前の社会の構築に向けて、着実に前進しています。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」の計画期間が平成24年度で終了することから、平成22年に策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画として、「改正障害者基本法」の趣旨や、市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況等を踏まえながら、総合的に障害者施策を推進するために策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

2 計画の性格・位置づけ等



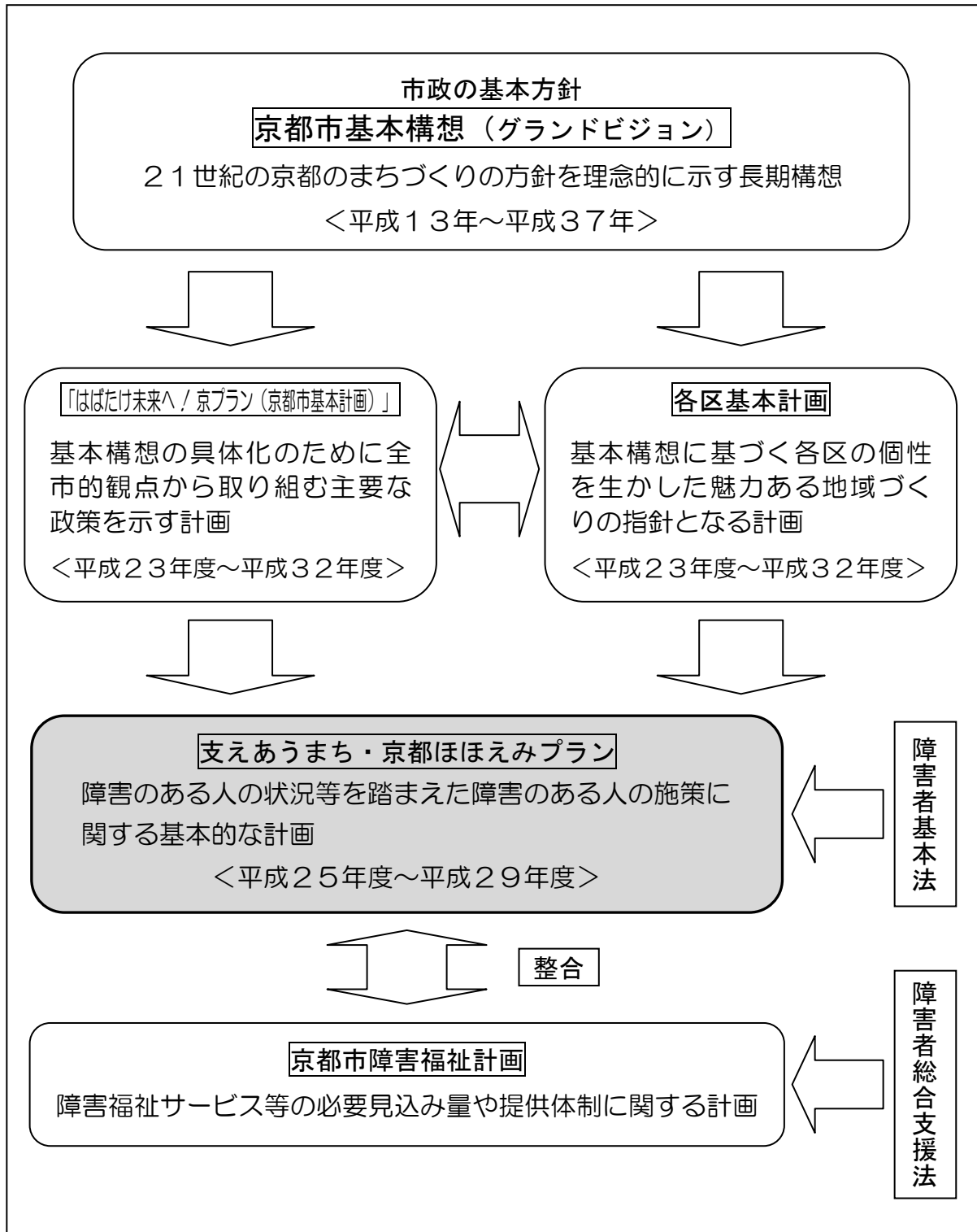
(1) 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「障害者基本法」で市町村が策定しなければならないものと規定されている「市町村障害者計画」であり、障害のある人の状況等を踏まえて策定する、障害のある人の施策に関する基本的な計画です。
- また、本計画は、「京都市基本構想（グランドビジョン）」に即し、基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な施策を示す計画として、平成22年12月に策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」及び「各区基本計画」の分野別計画として策定します。

(2) 京都市障害福祉計画との関係

- 「障害者総合支援法」においては、市町村に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などを定めた市町村障害福祉計画（計画期間は3年間）を策定することが義務付けられています。
- 本市では、これまで「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」と整合を図りながら、第1期（平成18年度～平成20年度）、第2期（平成21年度～平成23年度）、第3期（平成24年度～平成26年度）にわたって「京都市障害福祉計画」を策定しており、今後とも、障害福祉サービス等の必要な見込量や提供体制については、同計画において定めることとします。

■本計画の位置づけ



3 計画の期間



- 本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で計画期間とします。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支えあうまち・京の ほほえみプラン(前計画)		支えあうまち・京都ほほえみプラン(本計画)				
	第3期京都市障害福祉計画			第4期京都市障害福祉計画(予定)		

4 計画策定の検討体制



(1) 市民参加の検討体制

- 本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、平成23年度に「障害者生活状況調査」を実施し、障害のある人の生活状況やニーズの把握に努めました。
- 本計画は、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募市民等で構成する「京都市障害者施策推進審議会」、及びその下部組織である「京都市障害者施策推進審議会作業部会」における検討を踏まえて、策定を行いました。
- また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」の段階で、パブリックコメント（市民意見公募）を実施し、把握した市民の意見・要望の計画への反映に努めました。

(2) 全庁的な検討体制

- 市の庁内組織である「京都市障害者施策推進審議会庁内プロジェクトチーム会議」において、関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。